

(厚生労働委員会)

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(閣法第七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して経過的に講じられている利用者負担の軽減措置について、平成二十二年三月三十一日までとされている期間を当分の間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。